



埼玉県報

第319号
令和4年(2022年)
6月14日
火曜日

目次

告示

- 大規模小売店舗の新設に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の新設に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の新設に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 上里幹線土地改良区の定款変更認可（農村整備課）
- 笠原土地改良区の定款変更認可（農村整備課）
- 雨水流出抑制施設の告示（河川砂防課）
- 県道志木停車場線の供用の開始（朝霞県土整備事務所）
- 一般国道407号の区域の変更（飯能県土整備事務所）
- 一般国道407号の供用の開始（飯能県土整備事務所）
- 埼玉県教育委員会定例会の招集（教委・総務課）
- 包括外部監査人の監査の事務を補助する者（監査第一課）

告 示

埼玉県告示第六百二十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和四年六月十四日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）でんきち蔵店

埼玉県蔵市北町五丁目五番三号

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の

氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

株式会社でんきち 代表取締役 宮博

埼玉県さいたま市中央区落合二丁目三番四号

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社でんきち 代表取締役 宮博

埼玉県さいたま市中央区落合二丁目三番四号

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

令和五年二月三日

ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

千九百五十平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 七九台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 三六台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 四七平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 二八・五立方メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前九時から午後九時三十分まで

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 三か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時

ト 届出年月日

令和四年六月二日

二 縦覧期間

令和四年六月十四日から令和四年十月十四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和四年六月十四日から令和四年十月十四日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第六百二十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和四年六月十四日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ドラッグコスモス花園インター店

埼玉県深谷市荒川字原宿八百十一番一外

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十番一号 第一福岡ビルS館四階

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十番一号 第一福岡ビルS館四階

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

令和五年二月四日

ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

千四百九十六平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 五一台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 四三台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 六五平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 一四立方メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前九時から午後九時五十分

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から午後十時

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 二か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時

ト 届出年月日

令和四年六月三日

二 縦覧期間

令和四年六月十四日から令和四年十月十四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和四年六月十四日から令和四年十月十四日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第六百二十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和四年六月十四日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベイシアゲート本庄早稲田

埼玉県本庄市早稲田の杜二丁目一番一号

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社ベイシア 代表取締役 橋本浩英

群馬県前橋市亀里町九百番地 外 計四者

（変更後）株式会社ベイシア 代表取締役 橋本浩英

群馬県前橋市亀里町九百番地 外 計六者

ハ 変更年月日

令和三年四月九日外

ニ 届出年月日

令和四年六月三日

二 縦覧期間

令和四年六月十四日から令和四年十月十四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター本庄事務所

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和四年六月十四日から令和四年十月十四日まで

ロ 意見書提出先

告示

埼玉県告示第六百二十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和四年六月十四日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベイシアゲート本庄早稲田

埼玉県本庄市早稲田の杜二丁目一番一号

ロ 変更の概要

荷さばき施設の位置及び面積

（変更前）位置 図面省略 面積 五五五平方メートル

（変更後）位置 図面省略 面積 五六八平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

（変更前）位置 図面省略 容量 一〇七立方メートル

（変更後）位置 図面省略 容量 一〇九立方メートル

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）株式会社ベイシア 午前九時から午後九時

株式会社カインズ 午前八時から午後九時

株式会社トップカルチャー 午前七時から翌午前一時

株式会社ジェイアイエヌ 午前十時から午後八時

（変更後）株式会社ベイシア 午前九時から午後九時

株式会社カインズ 午前八時から午後九時

株式会社トップカルチャー 午前七時から翌午前一時

株式会社ジンズ 午前十時から午後八時

MXモバイリング株式会社 午前十時から午後八時

株式会社ケインズ 午前十時から午後七時

ハ 変更年月日

令和五年二月四日外

ニ 届出年月日

令和四年六月三日

二 縦覧期間

令和四年六月十四日から令和四年十月十四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課
埼玉県北部地域振興センター本庄事務所

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和四年六月十四日から令和四年十月十四日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

示

埼玉県告示第六百三十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和四年六月十四日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

和光エイノビル

埼玉県和光市本町六番五号

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

株式会社FTE 代表取締役 營野晃

埼玉県和光市本町六番十八号

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社西友 代表取締役 大久保恒夫

東京都北区赤羽二丁目一番一号

株式会社セリア 代表取締役 河合映治

岐阜県大垣市外渕二丁目三十八番地

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

令和五年二月二日

ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

二千三百九十八平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 六四台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 一六三台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 八〇平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 六一・六立方メートル

へ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(株式会社西友) 午前零時から翌午前零時まで

(株式会社セリア) 午前十時から午後九時四十五分

来客が駐車場を利用することができる時間帯

(駐車場1) 午前零時から翌午前零時まで

(駐車場2) 午前九時四十五分から午後十時

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 二か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(荷さばき施設1) 午前六時から午後十時

(荷さばき施設2) 午前六時から午前九時四十五分

ト 届出年月日

令和四年六月一日

二 縦覧期間

令和四年六月十四日から令和四年十月十四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和四年六月十四日から令和四年十月十四日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第六百三十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による届出の概要等について、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和四年六月十四日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

野本ビル

埼玉県加須市三俣二丁目四―十外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗内の店舗面積の合計

（変更前） 三千九百三十四平方メートル

（変更後） 二千八百九十八平方メートル

駐輪場の位置及び収容台数

（変更前） 位置 図面省略 収容台数 二十台

（変更後） 位置 図面省略 収容台数 八十六台

荷さばき施設の位置及び容量

（変更前） 位置 図面省略 四一・七平方メートル

（変更後） 位置 図面省略 一三〇・九平方メートル

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前） 午前九時三十分から午後七時三十分

（変更後） 午前九時から午後九時四十五分

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前） 午前九時から午後八時

（変更後） 午前八時三十分から午後十時

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前） 出入口の数 五か所 位置 図面省略

（変更後） 出入口の数 六か所 位置 図面省略

ハ 変更年月日

令和五年二月七日外

ニ 届出年月日

令和四年六月六日

二 縦覧期間

令和四年六月十四日から令和四年十月十四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和四年六月十四日から令和四年十月十四日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第六百三十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を令和四年六月九日認可した。

令和四年六月十四日

埼玉県知事 大野 元裕

一 名称

上里幹線土地改良区

二 事務所所在地

埼玉県児玉郡上里町

告 示

埼玉県告示第六百三十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を令和四年六月九日認可した。

令和四年六月十四日

埼玉県知事 大野 元裕

一 名称

笠原土地改良区

二 事務所所在地

埼玉県鴻巣市

告示

埼玉県告示第六百三十四号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和四年六月十四日

埼玉県知事 大野 元裕

一 許可番号

第二〇二〇―四一―二号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県春日部市下柳字田中千八百六十六番三外二十二筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 千七百七・六三立方メートル

告 示

埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和四年六月十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県朝霞県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年六月十四日

埼玉県朝霞県土整備事務所長 木 村 暢 宏

<p>志木停車場線</p>	<p>路線名</p>
<p>志木市本町五丁目一九八九番五地先から同市本町六丁目二四〇三番二地先まで （ただし、関係図面に表示する部分に限る。）</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>令和四年六月十四日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成一〇三年十一月六日付け埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第六号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。延長二八八・一八メートル</p>	<p>備考</p>

告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和四年六月十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年六月十四日

埼玉県飯能県土整備事務所長 吉 岡 一 成

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 四百七号
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>番地二まで</p> <p>同市大字森戸新田字松林一三一</p>	<p>日高市大字森戸新田字松林一三五番地一地从先から</p>	<p>区 間</p>
	<p>二五・〇〇〃</p> <p>四二・七三</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
	<p>七四・八〇</p>	<p>延長 (メートル)</p>
	<p>令和三年九月十日付け埼玉県飯能県土整備事務所長告示第十四号の道路予定区域の一部変更である。</p>	<p>備 考</p>

告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和四年六月十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年六月十四日

埼玉県飯能県土整備事務所長 吉 岡 一 成

路線名	一般国道四百七号
供用開始の区間	日高市大字森戸新田字松林一三五番地一 地一先から 同市大字森戸新田字松林一三一番地 二まで
供用開始の期日	令和四年六月十四日
備考	令和四年六月十四日付 け埼玉県飯能県土整備事 務所長告示第四号で告示 した道路予定区域の供用 開始である。 延長七四・八〇メー トル

告 示

埼玉県教委告示第十六号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和四年六月十四日

埼玉県教育委員会教育長 高 田 直 芳

一 日時

令和四年六月二十日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

イ 埼玉県立高等学校通則の一部を改正する規則について

ロ 埼玉県立図書館協議会委員の任免について

ハ その他

告示

埼玉県監査委員告示第六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十二第一項に規定する包括外部監査人福島清徳の監査の事務を補助する者について、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和四年六月十四日

埼玉県監査委員 小山 彰
埼玉県監査委員 間 嶋 順 一
埼玉県監査委員 小 川 真 一 郎
埼玉県監査委員 新 井 豪

補助する者の氏名	補助する者の住所	補助できる期間
新江 明	埼玉県さいたま市緑区大字三室九百八十七番地八 ヴィレッジ原前公園二〇二	令和四年六月十四日～ 令和五年三月三十一日
井上 正之	埼玉県さいたま市浦和区岸町三丁目十三番十六号	令和四年六月十四日～ 令和五年三月三十一日
織田 智美	埼玉県所沢市旭町二十八番十七号	令和四年六月十四日～ 令和五年三月三十一日
柴田 英樹	埼玉県さいたま市南区别所七丁目六番八―二八〇五号	令和四年六月十四日～ 令和五年三月三十一日
豊田 由美子	埼玉県吉川市高富一丁目三十番地九	令和四年六月十四日～ 令和五年三月三十一日
柵木 美穂	埼玉県さいたま市北区日進町三丁目百五十三番地一 ブリリアント四〇一	令和四年六月十四日～ 令和五年三月三十一日